

岩手県告示第310号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち令和6年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和6年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	5,263円	5,872円	6,380円	6,712円	7,078円	7,268円	7,433円	7,290円	6,975円	5,860円	4,060円	4,060円
最高限度額	13,442円	13,442円	14,842円	17,619円	20,649円	21,971円	22,886円	24,916円	25,385円	21,314円	16,075円	13,442円